

男鹿市訓令第 1 1 号

男鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令

男鹿市文書管理規程（平成 1 7 年男鹿市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(文書の発送) 第28条 (略) 2 及び 3 (略) 4 本庁と若美支所、各 <u>地域コミュニティセンター</u> 及び出先機関との間における文書の送達については、別に定める。	(文書の発送) 第28条 (略) 2 及び 3 (略) 4 本庁と若美支所、各 <u>出張所</u> 及び出先機関との間における文書の送達については、別に定める。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この訓令は、令和 5 年 1 0 月 1 日に施行する。